

「生活保護制度に関する国と地方の協議」についての 指定都市市長会要請

(1)生活保護制度に関する国と地方の協議の進め方について

生活保護制度に関する国と地方の協議については、今年7月、地方の意見を真摯に受け止めた議論を行うよう要請したところであるが、国と地方の意見にはなおへだたりが見受けられることから、今後もさらなる協議が必要と考える。昨年10月に国に対して要望した「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」は指定都市市長会の総意であり、引き続き実現に向けた検討を行われたい。

また、現在国において検討が進められている社会保障・税一体改革においては、貧困・格差対策の一つとして生活保護の見直しが挙げられているが、年金や就労促進などの検討課題の多くが年内に取りまとめられ、年明け以降順次法案提出などの制度改革に向けた具体的な動きを見せていくことから、生活保護についても社会保障・税一体改革の動きに合わせて、制度改革に向けた具体的な工程を国民に示されたい。

しかしながら、国と地方で合意に達していない事項が多く残存している現状において、この時点で全ての事項について合意に達していなくても、社会保障・税一体改革の動きに合わせ、年内には地方自治体首長が参加する会合を開催し、地方の意見に対する国の見解を明らかにし、国と地方で引き続き十分に協議をいただきたい。

(2)生活保護費の全額国庫負担について

ナショナルミニマムとしての生活保護費の費用負担のあり方については、国においても中長期的課題として認識されているところであるが、具体的な検討の方向性はまだ示されておらず、社会保障・税一体改革成案においても直接言及されていない。

しかしながら、生活保護制度も含めた社会保障制度全般の見直しが図られる観点から、社会保障の安定財源確保に向けた議論の中で検討を進められたい。

平成23年10月31日
指定都市市長会